

ともに暮らし支えあう、
自分らしい暮らしを描けるまちへ

石巻市障害者計画・障害福祉計画

～ 概要版 ～



平成 19 年 3 月

石 巻 市

1 この計画について

- この「石巻市 障害者計画・障害福祉計画」（以下「本計画」とします）は、石巻市としての障害者施策をより明確に、また、よりきめ細かく推進するための指針となるものです。
- また、石巻市における障害者施策の成果や課題を明確にするとともに、障害者自立支援法のもとで、障害のある人が「暮らしやすい」まちづくりを実現していくための道筋をあらわすものです。

2 計画の位置付け・計画期間

- 本計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく、本市における障害者の状況等を踏まえた障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者計画」とします。）及び平成18年4月に施行された障害者自立支援法第88条に基づく、本市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する「障害福祉計画」を併せて策定します。

障害者基本法
(障害者の自立と社会参加を支援する基本理念や基本的事項を規定)

障害者自立支援法
(障害種別にかかわりのない共通の給付等に関する事項について規定)

身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	精神保健福祉法	児童福祉法
・身体障害者の定義 ・福祉の措置 等	・福祉の措置 等	・精神障害者の定義 ・措置入院 等	・児童の定義 ・福祉の措置 等

- 本計画の計画期間は、次のとおりです。

平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
石巻市障害者計画（平成19～23年度）				
石巻市障害福祉計画 (平成19～20年度)		第2期障害福祉計画		

3

障害福祉施策の評価・課題の整理

平成18年3月に実施したアンケート調査における障害者施策の評価の傾向としては、「相談窓口の使いやすさ」「市報・市ホームページの情報量」といった障害福祉施策を推進させるために必要な施策の満足度が評価の平均値を上回っています。

一方、満足度が平均値を下回る項目としては、「障害者への施設や住宅支援」「公共施設や道路等のバリアフリー化」「地震や風水害の際の避難や支援体制」「公共交通の便利さ」「障害者の就業・雇用対策」といった地域の生活基盤・生活環境に関わる施策が多くを占めています。

【 計画における主要課題 1 】

- 1：市民が障害について理解し、支えあう地域社会づくりを推進する
- 2：障害のある人の人権および権利擁護を推進する

【 計画における主要課題 2 】

- 1：乳幼児期から中高年齢に至るまで、生涯にわたる健康や医療を確保する
- 2：必要な生活支援の質的・量的なサービスを確保する
- 3：施設や社会的入院から地域へ、暮らしの場の移行を支援する

【 計画における主要課題 3 】

- 1：さまざまな方向から障害のある人の「働く」を支援する
- 2：学校等の環境を整え、将来への可能性を広げる
- 3：地域での暮らしに「楽しみ」を増やす

【 計画における主要課題 4 】

- 1：移動に関する不自由さを見直す
- 2：地域の「暮らしにくさ」を見直す

4

施策の体系

本市の障害福祉施策体系は、次のとおりです。

＜ 石巻市の障害福祉施策 ＞

基本理念

自分らしい暮らしを
描けるまちへ
ともに暮らし支えあう、

基本目標 1：支えあう市民意識の醸成に努めます

- 1-1 啓発活動、福祉教育の推進
- 1-2 地域交流、ボランティア活動の推進
- 1-3 人権・権利擁護の推進

基本目標 2：暮らしやすい生活環境を構築します

- 2-1 情報提供・相談体制の充実
- 2-2 保健・医療サービスの充実
- 2-3 障害福祉サービスの充実
- 2-4 地域生活移行の推進
- 2-5 住環境の充実

基本目標 3：社会活動を支援し教育環境の充実を図ります

- 3-1 就労移行支援の推進
- 3-2 保育・教育環境の充実
- 3-3 スポーツ・文化活動の推進

基本目標 4：「誰もが暮らしやすい」まちづくりを推進します

- 4-1 バリアフリーのまちづくりの推進
- 4-2 移動支援の充実
- 4-3 緊急時・災害時の安心安全策の確保

5 障害福祉計画について

障害福祉計画では、現在の福祉施設が新しいサービス事業体系への移行を完了する平成23年度を目標年度とする、①自立支援法による障害福祉サービスの円滑な移行・供給の確保、②福祉施設入所者・入院中の精神障害者の地域生活への移行、③福祉施設から一般就労への移行等を掲げることを求めています。

① 自立支援法による障害福祉サービスの円滑な移行・供給の確保

新たな事業体系によって提供される障害福祉サービスの質・量ともに安定した供給ができるよう努めます。

＜平成23年度におけるサービスの見込み＞

分類	事業名	平成23年度の見込み	安定したサービスを提供・確保するための方策
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者1人あたりの 月間平均利用時間 16.6時間分	・ホームヘルパーおよび 事業所の確保 ・サービスの質・量の確保

分類	事業名	平成23年度の見込み	安定したサービスを提供・確保するための方策	
日中活動系	生活介護	月間の利用者見込み 245人	・事業所の新体系への移行 状況の把握 ・旧体系からの利用推進 ・サービスの質・量の確保	
	自立訓練(機能訓練)	月間の利用者見込み 4人		
	自立訓練(生活訓練)	月間の利用者見込み 23人		
	就労移行支援	月間の利用者見込み 50人		
	就労継続支援(A雇用型)	月間の利用者見込み 32人		
	就労継続支援(B非雇用型)	月間の利用者見込み 74人		
	療養介護	該当者の見込み 9人		・該当する対象者の把握
	児童デイサービス	月間の利用者見込み 20人		・事業所の移行状況の把握 ・サービスの質・量の確保
短期入所	月間の利用者見込み 63人			

分類	事業名	平成23年度の見込み	確保の考え方
居住系	グループホーム ケアホーム	該当者の見込み 110人	・地域移行の推進 ・移行に見合った整備計画
	施設入所支援	該当者の見込み 164人	・施設入所が必要な対象者の把握

分類	事業名	平成23年度の見込み	確保の考え方
相談	相談支援 (サービス利用計画作成)	該当者の見込み 28人	・サービス利用計画の作成が必要な対象者の把握

② 福祉施設入所者・入院中の精神障害者の地域生活への移行

地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により施設入所・入院の状態から地域生活への移行を進めます。

＜ 石巻市における地域移行の目標 ＞

現在の入所者数	→	平成23年度
170人		154人
現在の入院者数	→	平成23年度
119人		82人

※ 現在の入所者数および入院者数は平成17年10月現在

③ 福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。また様々な手段から一般就労へ移行できるよう、県及び関係機関との連携の強化、充実を図ります。

＜ 石巻市における一般就労移行の目標 ＞

平成17年度実績	→	平成23年度
1人		4人

障害福祉サービス一覧

(1) 自立支援給付

事業項目		事業内容
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系	生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(A雇用型・B非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	児童デイサービス	障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
居住系	短期入所(宿泊あり)	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	共同生活援助(グループホーム)	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や日常生活上の支援を行います。
	共同生活介護(ケアホーム)	共同生活を行う住居において、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。
	補装具の給付	身体に障害のある人に対して不自由な部位を直接的に補い、日常生活、就労等の向上を図るための各種用具の給付を行います。
	相談支援(サービス利用計画作成)	施設入所支援を除く一定以上の種類のサービスを組み合わせることで利用できることが必要な人など対象に、サービス利用計画の作成を行います。

(2) 地域生活支援事業

事業項目	事業内容
相談支援事業	障害のある人の保護者、介護者からの相談支援、情報の提供や助言、関係機関との連絡調整などを行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能などの意思疎通に支障がある人のために、手話通訳を行う者の設置や派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	補装具以外の機器で、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
移動支援事業	介護給付の対象とならないケースにおいて、円滑に外出することができるよう移動に係る支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流を促進させるための事業を行います。
訪問入浴サービス事業	重度の身体障害のある人に対し、浴槽等の機材を搬入することにより、居宅においての入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	障害のある人に日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的訓練等を行います。
社会参加促進事業	社会参加を促進するため、視覚障害のある人への「声の市報」の発行や自動車改造費、運転免許取得費の助成などの事業を行います。
障害者生活サポート事業	介護給付の対象外で、日常生活に支障をきたすおそれのある人に、居宅介護従事者等を居宅に派遣し、必要な支援を行います。
精神障害者自立支援強化事業	「精神障害者コミュニティーサロン」を設置し、相談や生活支援を強化します。

利用者負担軽減策について

(1) 利用者負担の軽減について

障害福祉サービス（介護給付、訓練等給付）と地域生活支援事業（日常生活用具給付事業及び無料の事業を除く）の利用者については、本来の利用者負担額から、以下のとおり軽減します。

年 度	軽減率
平成 18 年度	50%
平成 19 年度	25%
平成 20 年度	12.5%

※平成18年度は10月以降利用分のみ

(2) 総合上限制度について

障害福祉サービスと地域生活支援事業（日常生活用具給付事業及び無料の事業を除く）を併用される方については、利用者負担の上限月額を「総合上限月額」として以下のとおり設定し、制度改正による新たな負担増を軽減することとしています。

【石巻市で実施する負担上限月額】

区 分	生活保護世帯	低所得1世帯	低所得2世帯	一般課税世帯
障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）	0円	15,000円	24,600円	37,200円
地域生活支援事業（日常生活用具給付事業除く）				
補装具給付事業	0円	15,000円	24,600円	37,200円
日常生活用具給付事業	0円	15,000円	24,600円	37,200円

※ 低所得1世帯 ⇒ 非課税世帯で本人の年間収入が80万円以下の方

低所得2世帯 ⇒ 非課税世帯で低所得1以外の方

石巻市障害者計画・障害福祉計画

平成19年3月 発行

発行者 石巻市保健福祉部
〒986-8501 石巻市日和が丘一丁目1番1号
電話：0225-95-1111 FAX：0225-22-3454
Eメール iswelfare@city.ishinomaki.lg.jp
市ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

R100